

通所リハビリテーション契約書

利用者_____（以下「甲」という。）と事業者 社会福祉法人 大善福祉会 介護老人保健施設『あらたま』（以下「乙」という。）とは、通所リハビリテーションサービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 乙は、介護保険等の関係法令及びこの契約に従い、甲がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーションサービスを提供し、甲の心身の機能の維持回復を図ります。

2. 乙は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2. 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概念）

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、介護予防通所リハビリテーションサービスの内容等）、職員の勤務体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（通所リハビリテーション計画の作成・変更）

第4条 乙は診療又は運動機能検査等の結果を基に、甲の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。

2. 通所リハビリテーション計画には、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する通所リハビリテーションサービスの目的に従い、通所リハビリテーション計画の変更を行いません。
 - (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該通所リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
 - (2) 甲が通所リハビリテーションサービスの内容や提供方法の変更を希望する場合
5. 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合には、速やかに甲の居宅介護支援事業所に連絡するなど必要な援助を行います。
6. 乙は、通所リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

7. 通所リハビリテーションサービスの内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する通所リハビリテーションサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(通所リハビリテーションサービスの内容及びその提供)

第5条 乙は医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づいて、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の通所リハビリテーションサービスを提供します。

2. 乙は、甲に対して通所リハビリテーションサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の紙面に記載し、甲の確認を受けることとします。
3. 乙は、甲の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければなりません。
4. 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者との連携)

第6条 乙は甲に対して通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲のために通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

- 第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した通所リハビリテーションサービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族からの苦情申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
2. 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対して不利益な取り扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第9条 乙は、現に通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

- 第10条 乙が提供する通所リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
2. 甲はサービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3. 乙は、提供する通所リハビリテーションサービスのうち、介護保険適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
4. 乙は、前二項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを甲に請求することができます。
 - 一 乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅から、甲を送迎する場合に要する費用
 - 二 甲の要望により通常を要する時間を超えて提供された通所リハビリテーションサービスの費用から通常提供される通所リハビリテーションサービス費用を差し引いた額
 - 三 食事を提供した場合の食材料費
 - 四 おむつ代
 - 五 通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、甲に負担させることが適当と認められる費用
5. 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
6. 乙は、甲が正当な理由もなく通所リハビリテーションサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、キャンセル料の支払いを求めすることができます。
7. 乙は、通所リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対して文書により通知し、変更の申し出を行います。
8. 乙は、前項に定める料金の変更を行なう場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

- 第11条 甲が正当な理由なく利用者負担金を2か月以上滞納した場合は、乙は、30日以上
の期間を定めて、利用者負担金を支払わない場合には契約を介助する旨の催告を
することができます。
2. 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事
業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公
的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 3. 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払い
をしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
 4. 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として通所リハビリテー
ションサービスの提供を拒むことはできません。

(秘密保持)

- 第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密
を漏らしません。
2. 乙及びその職員は、サービス担当者会議において、甲及びその後見人又は家族に関
する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等
を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日以上を予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2. 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が、要支援認定を受けられなかったとき
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき
- 三 第13条に基づき、甲が契約を解除したとき
- 四 第11条3項又は第14条に基づき、乙が契約解除したとき
- 五 甲が、介護保険施設や医療施設等に入所又は入院等をしたとき
- 六 甲が死亡したとき

(損害賠償)

第16条 乙は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3. 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償額の額を減額することができます。

(利用者の代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2. 甲の代理人選任に際して必要がある場合には、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、静岡地方裁判所浜松支部を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証を2通作成して、甲乙各署名押印して1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

利用者甲 住所
氏名 印

代理人（選任した場合）
住所
氏名 印

事業者乙 住所 静岡県浜松市浜名区宮口3152番地
事業者（法人）名 社会福祉法人 大善福祉会
施設名 介護老人保健施設 あらたま
（事業所番号） 2257280103
代表者名 施設長 山崎 昇 印